

東日本大震災に被災された方の減免について

北海道後期高齢者医療広域連合では、東日本大震災に被災された方について、下記のとおり減免を行います。詳しくは役場健康福祉課までお問い合わせください。

一部負担金等の減免

減免の対象者

東日本大震災に係る一部負担金等減免の対象者は、震災時に特定被災地区域（※）に住所を有していた次に該当する方です。

- ①世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った方
- ②世帯の主たる生計維持者の行方が不明である方
- ③住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- ④世帯の主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域・緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦特定避難勧奨地点に居住しているため避難している方
- ⑧その他、上記に準ずるものとして広域連合が認めた方

減免する期間

一部負担金は平成24年2月29日まで、食事療養及び生活療養の標準負担額は平成23年8月31日までの分が対象です（一部例外があります）。

保険料の減免

減免の対象者

東日本大震災に係る保険料減免の対象者は、震災時に特定被災区域（※）に住所を有していた次に該当する方です。

- (1)一部負担金等減免の①②⑥⑦のいずれかに該当する方
- (2)世帯の主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けた方
- (3)世帯の主たる生計維持者以外で、その行方が不明、または重篤な傷病を負った方
(不明者等が生計維持者のときは同一世帯に属する被保険者、それ以外のときは当該被保険者の保険料が減免の対象となります。)
- (4)世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、その減少額（保険金・損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除して得た額）が前年収入の10分の3以上であり、関係法令により計算される前年の総所得金額等が1,000万円以下の方（ただし、一部の一定条件に該当する方を除きます）
- (5)その他、上記に準ずるものとして広域連合が認めた方

減免する期間

平成23年3月から平成24年3月までの期間に相当する保険料が対象です（一部例外があります）。

※特定被災区域

岩手県・宮城県・福島県内の全市町村
青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部市町村

なお、特定被災区域に北海道は含まれていませんが、道内で被災された方におかれましても、上記の減免対象に準ずるときは減免される場合があります。

問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601（札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階）
安平町役場 健康福祉課国保医療グループ ☎ 4555